新居浜工業高等専門学校エンジニアリングデザイン教育センター規程

平成17年2月8日規程第2号最終改正 令和4年3月4日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校運営組織規則第7条第2項の規定に基づき,新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)エンジニアリングデザイン教育センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第1条の2 センターは、本校におけるものづくり教育及び研究活動の技術的支援を行うとともに、ものづくりイベント等を通じて地域への情報発信及び技術支援を行うことを目的とする。

(業務)

- 第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 各学科の実験・実習及び卒業研究等の教育研究支援に関すること。
 - (2) ものづくり課外活動の支援に関すること。
 - (3) 地域連携による技術交流及び技術支援に関すること。
 - (4) ものづくり工房及びあかがね工房の管理・運営に関すること。
 - (5) ものづくりイベント(入試広報に係るものを含む。)の実施に関すること。
 - (6) その他センターの目的を達成するために必要と認められること。

(組織)

- 第3条 センターは、次に掲げる者及び別に定める技術室の室員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3)前2号の委員が属さない学科・科の教員 各1名
- 2 センター長は、校長が、副センター長は、センター長が指名する。
- 3 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名した副センター長が その職務を代行する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、必要に応じ、学外の者をセンター所員として委嘱する ことができるものとする。

(運営委員会)

- 第4条 第2条に掲げる業務に関し必要な事項を審議するため、センターにエンジニア リングデザイン教育センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3)前2号の委員が属さない学科・科の教員 各1名
 - (4)総務課長

- (5) 学生課長
- (6) 技術長
- 3 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 4 委員長は運営委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長は必要に応じ、委員以外の者を運営委員会に出席させることができる。
- 6 委員長は,運営委員会における審議の結果を,必要に応じ,運営会議に報告する。 (事務)
- 第5条 センターに関する事務は、総務課において処理する。ただし、入試広報イベントに関することは学生課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て校長が別に定める。

附則

- この規程は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成20年7月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成20年11月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成25年9月19日から施行する。 附 則 (平成29年3月28日 一部改正)
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。 附 則(令和4年3月4日 一部改正)
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。